

## 内閣総理大臣小泉純一郎氏の靖国神社参拝抗議声明

日本国憲法は、その第 20 条第 1 項において「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と共に、その第 3 項において「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と定め、個人の信教の自由を認めると共に、宗教団体は、その宗教的活動について、国からの特権を享受することを禁止し、また、内閣総理大臣を当然含む国の機関はいかなる宗教的活動をもしてはならないと定めている。

しかるに内閣総理大臣である小泉純一郎氏は、あたかも私人であることを強調するかのとき形態をとりつつ、2005 年 10 月 17 日に、宗教法人靖国神社の秋季例大祭に期を合わせて参拝したことは、2005 年 9 月 30 日の大阪高裁判決を挙げるまでもなく、明らかに憲法に違反する行為であると言わざるを得ない。

あまつさえ、宗教法人靖国神社は、その創建以来天皇主権の政治体制の確立・維持そしてアジア圏への拡大政策において国策に殉じた者のみをその祭神とする宗教であり、その基本的な宗教思想は、あくまでも「八紘一宇」、「大東亜共栄圏実現」などの「大日本帝国憲法」下において推進された拡大政策である東及び東南アジア侵略政策を是とするものであり、その基盤である軍国主義と神国日本思想に起因する特殊な神社神道思想である。

大日本帝国憲法下において推進されたアジア地域に対する侵略行為は、その被害者である中国、朝鮮半島、シンガポールなどをはじめとする東及び東南アジア諸国に大きな傷跡を残しており、我々は未だにそれらの国々と正当な和解の合意を得ているとすることのできない状況にあることを認識すべきである。このことは、度重なる内閣総理大臣小泉純一郎氏の靖国神社参拝に対して各国において抗議の意思表示が重ねて表明されていることから明らかである。

このような状況下において数次に亘って裁判判決において違憲と言わざるを得ないとの判断が出されているにもかかわらず、自らの行為を顧みることなく一方的に違憲との判決は受け入れられないと意思表示をして靖国神社を継続して参拝する行為は、日本国憲法に基づいてその職務を全うすべき内閣総理大臣としては、不当な行為であり、すべての諸国民との和解と平和を求める日本国憲法の平和主義に反する行為であるといわなければならない。また、その行為は、前述の通り、いかなる宗教行為もしてはならないとする信教の自由の原則に反すると言わざるを得ない。

故に、我々日本バプテスト連盟第 51 回定期総会は、内閣総理大臣小泉純一郎氏の靖国神社参拝に対して、本総会の議決をもって厳重に抗議するとともに、今後、靖国神社参拝を行わないことをここに要請する。

また、数年にわたり、年初に宗教法人伊勢神宮参拝を行っているが、この行為も宗教法人伊勢神宮を援助・助長する行為に他ならず、日本バプテスト連盟は過去、数次に亘って抗議しているところであり、改めて今後、参拝を行わないよう強く要請する

2005 年 11 月 18 日

日本バプテスト連盟第 51 回定期総会